

# 宇城市市営住宅の補充入居者を募集します

補充入居とは、申し込みの際に希望のなかった団地に空きが出た場合の入居のことです。

- 申込受付期間 毎年3月1日から3月31日までの1カ月間
- 申込書提出先 規定の申込用紙を最寄りの各支所建設課へ提出
- 入居順位の決定方法 公開抽選により補充入居案内の順番を決定
- 申込書の有効期限 1年間（毎年3月31日まで）

## 【申込資格】

※地域の制限はありません。

- ①宇城市内の居住者2人を入居保証人に立てることが可能であること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者を含む）があること
- ③現在住宅に困窮していることが明らかであること
- ④外国人登録をしている人で、日本国に引き続き1年以上在留していること
- ⑤収入が一定基準以下であること
- ⑥地方税などを滞納していないこと

## 【必要書類】

- 市営住宅入居申込書
- 所得証明書
- 源泉徴収票（給与と所得者のみ）
- 納税証明書もしくは滞納がないことの証明書
- 住民票謄本

## 【申込方法】

入居を希望する団地名を2カ所を選び、申込用紙（各支所備え付け）に必要な書類を添えてお申し込みください。

□ ■ □ 申込・問合せ先 □ ■ □

宇城市役所各支所の建設課管理係

- 三角支所 ☎53-1111
- 不知火支所 ☎33-1111
- 松橋市民センター ☎32-1111
- 小川支所 ☎43-1111
- 豊野支所 ☎45-2111

市営住宅一覧	構造	建設年度	戸数
三角町			
古水団地	簡易耐火（平屋建）	S41~48	93
馬立住宅	木造	S40	6
古水住宅	//	S40	3
新松園地	//	H12	10
御領団地	//	H2	16
御領南団地	簡易耐火（平屋建）	S44	20
十五社団地	//	S40	16
塚原団地	//	S41	20
小曾部団地	//	S43	6
永尾団地	//	S40	4
浜田団地	//	S42	17
下り松園地	//	S43	13
高良団地	//	S45~46	28
亀松団地	//	S47~56	66
松崎団地	木造	S61~63	26
岡岳団地	簡易耐火（平屋建）	S39~41	56
曲野長谷川団地	木造	S37	10
曲野橋川団地	簡易耐火（平屋建）	S40~44	79
曲野南田団地	木造	S38	15
両仲間団地	簡易耐火（平屋建）	S46~50	108
南豊崎団地	//	S51~53	68
豊福団地	//	S54~57	84
松橋町			
築切団地	中層耐火	S62~H1	60
希望の里団地	木造	S62~H1	14
上の原団地	低層耐火	H9~11	48
松の本団地	簡易耐火（平屋建）	S46~48	54
仲の江団地	//	S39~43	61
南新田団地	//	S48 (10棟のみH16)	50
小川町			
井尻団地	木造 簡易耐火（平屋建）	S37~40	33
正院団地	//	S43~44	14
かるかや団地	//	S40~59	15
寺町団地	//	S44	8
えびす団地	//	S61~62	8
蓮仏団地	//	S35	3
蓮仏団地	//	S50	12
船橋団地	//	S53	6
田中団地	//	H6	6
豊野町			
糸石団地	//	S46~49	26
内村団地	//	S50~51	13
下郷団地	//	S52~53	10
上集林第1団地	//	S56~57	14
上集林第2団地	//	S62	7
出店団地	木造	H4	6
山崎団地	//	H6	6
響原団地	//	H16	10

## 法務局 **ほんでも** 相談

熊本地方法務局宇土支局  
電話22-0320

～土地の面積や名義人（所有者）を調べるには？～

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する、登記戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的な人権を守る人権擁護事務などを行っている国の機関です。そして、法務局では、これらの事務を行う中で、地域の皆さま方から、いろいろなご相談を受けています。

**Q** マイホームを建てようと思いい、土地を探していたところ、幸いに、知人から土地を紹介されました。周囲の環境などが気に入ったので決まろうかと思っておりますが…

**A** マイホーム建築、よく一世一代の買い物といわれます。そこで、土地や建物など不動産の購入に当たっては、売買契約の前に、所有者や担保の有無などについて十分に調べておく必要があります。買った不動産が別人の物であったとか担保に入っていたなどということはよく聞く話です。

そこです、その不動産を管轄する法務局（登記所）に出向き、登記簿などで確認することはお勧めします。登記簿には、土地や建物など不動産の所在、地目、面積、また所有者や抵当権などの担保や差し押さえの有無などが記載されています。

そのほか、法務局には、土地の形状や位置などを明らかにした地図が保管されており、だれでも見て、調べることができます。また、その証明書（登記簿謄本など）を取ることもできます。

法務局に出向くことができないという場合には、郵便により証明書を請求することもできます。また、宇土支局など、登記事務をコンピュータにより処理している法務局では、全国のコンピュータ化法務局の管轄する不動産について、登記事項証明書（登記簿謄本等）の請求ができますので、お調べになりたい不動産が県外にある場合でも、宇土支局で請求できる（ただし、コンピュータ化法務局の相互間に限る）こととなります。

なお、地図については、まだコンピュータ化されていませんので、法務局にお越しいただくか、郵便により写し等を請求していただくこととなります。



私たちは、皆幸せに生きたいという願いを持っています。日本国憲法では、すべての国民は基本的人権を保障され、差別されないことが規定されています。

しかし、私たちの身の回りには、部落差別をはじめ、女性差別、障害者差別、高齢者差別、学歴や就職差別などいろいろな問題が山積みされています。しかしながら、私たちの心の中に「自分には関係ない」「自分は差別していない」などと考えている人もいます。

私たちは、日ごろ何気なく「女のくせに」「○○学校しか出ていないから」「勉強しないと○○な仕事に

しか就けないよ」とかいう言葉を使うことはありませんか。この言葉の中には差別心が入っています。

私たちの心の中には、差別意識があるといわれます。私たちはこの差別意識に気付いていないのです。

差別意識がつけられる要因として、予断と偏見があります。日常生活の中で、予断と偏見にとられることなく真実を正しく学び取り、行動し、身の回りの不合理・不平等などに目を向け、それをみんなの問題として解決していこうとする態度や実践力を身に付けなければなりません。

このことが、差別の解消の大きな力となっていきます。